

CONTENTS ECU

- 02 自治基本条例
- 08 市政情報ピックアップ
- 10 くらしの情報/人権コラム
- 13 ファミリー・サポート・センター のご紹介
- 14 まちの話題

- 16 HITAJIN/防災コラム
- 17 図書館に行こう
- 18 5月のお誕生日おめでとう /児童館・支援施設の5月の主な催し
- 20 遊花祭/出前懇談会のご案内

耒組

上津江町白草地域のシャクナゲ(4月19日撮影) 上津江町白草地域のシャクナゲが見頃を迎え、 淡いピンクの花が斜面や 川沿いを鮮やかに彩りました。



ります。

になるため、その責務は重要とな において大きな役割を果たすこと

日田市自治基本条例を施行します

日田市自治基本条例が4月1日から施行されました。

この条例は、「まちづくりの主体は市民である」ことと「参画と協働によるまちづくり」を主旨としています。 これまで2回にわたって、前文から第二章まで説明しました。

今月号は、日田市自治基本条例の第3章「市議会の責務等」から第5章「市政運営」の各条文について説明します。

であることを自覚し、公正かつ誠議員は、住民の代表機関の一員 実に職務を遂行するものとする。

項については、 議員の活動原則等の基本的事 定めるところによる。 的事項については、 市長等との関係等に関する基本 市議会の活動原則、 別に条例で 市民及び

民に対する説明責任を果たすも 市民福祉の向上を目指して行動 議員は、議会の構成員として、 自己の議会活動について市

別に条例で定め

の意思を把握し、

市政及び議会

規定しています。 ることから、その責務等について 表制の一翼を担う重要な役割があ

市長及び職員の責務

市の代表者として市民との対話を 【第1条(市長の責務) 市民の負託に応え、

説明しなければならない 等について市民に分かりやすく

;し、市政運営を行わなければ市長は、指導力を最大限に発

ているものです。 責務を明らかにするために規定し とから、その重要性を含め市長の 直接選ばれた市の代表者であるこ

市長は、 ならない 住民から選挙によって

ていますが、市長とともに二元代して、法令により権限が与えられ 市議会は、住民を代表する機関と

住民の代表機関として、

は「日田市議会基本条例」で規定

又は政策提言に努めるものとする。

政策立案

市議会は、多様な方法で市民

寄与するため、市政運営を監視す 市民福祉の向上及び市政の発展に

定めています。

く説明しなければならない

策等について、市民に分かりやす考え、目指すべき市の将来像や政

政策等を実行していくべきか」を たその実現のために「どのような という明確なビジョンを持ち、 将来どのようなまちにしたいの

ま

市民に開かれた議会を目指すも 極的かつ分かりやすく説明し、 会活動に関する情報を市民に積 活動に反映させるとともに、議

営資源の効率的な活用を図るなど、

経営者として、 とともに、 指揮監督を行

財源や・

人材など経

選挙により直接選ばれたという負第1項では、市長は、住民から

わなければならない 公正かつ誠実に市政を行

シップを最大限に発揮

、日田市という自治体のを行い、組織をまとめる最大限に発揮して職員の

第3項では、

市の将来像及び政策

ています。わなければならないことを規定し経営感覚を持って、市政運営を行

【第12条(職員の責務)

行しなければならない。 遵守し、公正かつ誠実に職務を遂 者としての認識を持ち、 職員は、 市民全体のために働く 法令等を

し、課題等の解決に取り組まな当要求等を除く)に誠実に対応 職員は、市民からの意見(不

ち、意欲を持って職務に取り組の向上に努め、市民の視点に立い 職員は、知識の習得及び能力

対して義務のないことを行わせ、平取扱いをすること及び特定のものに定のものに対して有利又は不利なにます。しかし、不当要求等(特

ものに

のに対して有利又は不利

まなければならない。

職員は、前3項に定めるもの

民としての責務を遵守しなけれのほか、この条例に規定する市

対応をとらなければなりません。

は権利の行使を妨げるような言動

に対しては、きぜんとした

ばならない。

第3項では、 ービスの向

や能力のレベルアップを図るとと上のために、職員それぞれが知識 らないことを規定しています。 意欲的に職務を果たさなけ 市民ニーズを的確に捉えて

すが、実務者として、まちづ機関の長の命により職務を行

いま

市長を始めとする執行

実務者として、まちづくり

規定する市民としての責務も果た 活動に参加するなど、 さなければならないことを規定し ることから、 第4項では、 積極的にまちづくり 職員は市民でもあ この条例に

第15条第2項に規定する「すべて

全体の奉仕者であって、

第1項では、

市の職員は、

憲法

一部の奉仕者ではない」ことや、

応えられるよう職員も頑張らなけきいものがあります。この期待にて、職員に対する市民の期待は大まちづくりや地域の活動に関しまちづくりや地域の活動に関し

令等を遵守し、市民に対して公正、務専念義務、さらには、市で規定のに服務規程など公務員としてののが明念を表表してのののでは、市で規定のでは、市で規定のでは、市で規定のでは、市で規定のでは、市のでは、市

かつ誠実に仕事を行わなければ

らないことを規定しています。

の意見や要望、相談などに対して、 職員は、市民から

市議会の責務等

実に市政を行わなければならないを認識するとともに、公正かつ誠託に応え、市民との対話の大切さ ことを規定するものです。

3 | Lik 2014. 5. 1

行うため、 総合計画及び各行政分野における基 本的な計画を策定するものとする。 【第1条(計画的な市政運営) 長等は、 市の最上位計画であるい、計画的な市政運営を

- 計画との調整を図るものとする。 とともに、関連する他の基本的な 総合計画との整合性に配慮する 本的な計画を策定するときは、 市長等は、前項に規定する基 市長等は、総合計画等の内容
- とする。 設け、 民に分かりやすく公表するもの 及び進捗状況に関する情報を市 市長等は、 総合計画等の策定及び改 市民参画の機会を
- 要に応じて見直すものとする。 常に検討を加えるとともに、必 社会情勢の変化に対応できるよう、 定を行うものとする。 市長等は、総合計画等について、

の基本計画の策定について必要であるため、総合計画的に行政運営を行っていく 地方自治体は、 総合計画や各種 総合的かつ計画 いくことが て規定し

計画であり、 を行う上での指針として、 くりの方向性を定める最も重要な 今後取り組むべき施 まちづ

策を体系的に示したものです



【第1条(政策法務)】

これまでの地方自治体の法令解

解釈し、 2 するよう努めなければならない。 主体的かつ積極的に条例等を立案 地方自治の本旨に基づいて法令を 自主的な政策等を実行するため、 意見を述べることができる。 策法務の取組について、必要な 市長等は、行政課題に対応し 市民は、前項の規定による政 及び運用するとともに、

<解説> 平成12年4月

ともに、条例制定権が拡充された法令の自主解釈権が認められると法令の自主解釈権が認められると関係が対等協力の関係に見直され に応じた積極的な法務に取り組む責任と自己決定の下、地域の特性権限を十分に活用しながら、自己 ことを定めています。 ことを踏まえ、市長等がこうしたともに、条例制定権が拡充された の施行により、 、地方自治体による力の関係に見直され、国と地方自治体の

> かつ適正に行い、必要な条例等にに、市民の視点に立ち、本市の実に、市民の視点に立ち、本市の実型の発想の仕方を転換するととも型の発想の仕方を転換するととも ついて主体的かつ積極的に立案すかつ適正に行い、必要な条例等に を規定しています。 るよう努めなければならないこと 第 項で は、 市長等が市

の「機関委任事務」のほとんどがれるに至りました。さらに、従前による法令の自主解釈権が認めら 及び運用するようにしなければな分担を踏まえて、これを解釈し、 分担を踏まえて、これを解釈し、国と地方公共団体との適切な役割 地方公共団体の事務とされ、の「機関委任事務」のほとん 地方自治法第2条第12項で りどころにして行われてきました。 釈は、国の通達や行政実例などをよ らない」と規定され、地方自治体 地方自治の本旨に基づいて、 公共団体に関する法令の規定は、 しかし、地方分権改革により、

方自治の本旨に沿った、 たことから、今後も引き続き、 た自治体運営ができるようになっ まで以上に地域の実情を反映させ かつ、 国 地

大幅に拡大されました。 に条例制定権の対象となる事務は、 のほとんどがさらに、従前 かつ、 「地方 実際

これにより、 地方自治体はこれ

> を踏まえた自主立法・自主解釈型 と地方自治体との適切な役割分担 この自治基本条例も市民主体の 0)

日田市が主体的に条例を制定した 法務が、より一層重要になります まちづくりの実現を図るために、 ものです。

する「団体自治」と、その自治体と責任において地域の行政を処理 政を行う「住民自治」の2つの自の住民の意思と責任に基づいて行 を認め、その自治体の自らの権限 とは、国から独立した地方自治体 治の原則を言います。 ここで言う「地方自治の本旨」

意見を述べることができることを ているかどうかについて、必要な第1項の規定に従った取組を行っ 表しています 第2項では、 市民は、 市長等が





ています。 総合計画とは、 本市の行政運営

市長等は、中長期な【第15条(財政運営) 図りながら効果的かつ効率的な財 通しを踏まえ、 政運営に努めなければならない 7、政策相互の連携を中長期的な財政の見

2 ない。 るものとする。 低下を招かないよう十分留意す 政改革に取り組まなければなら 費節減等に努めることで、行財 市長等は、創意工夫による経 ただし、行政サービスの

- を図らなければならない を適正に管理し、効率的な運用 市長等は、 市が保有する財産
- めなければならない に分かりやすく公表するよう努 他市の財政に関する情報を市民 市長等は、予算及び決算その



めの計画的な財政運営について規めには、健全な財政運営を維持すめには、健全な財政運営を維持す 定しています。

つ いて規定しています。第1項では、本市の財政運営に

るなど、 ともに、 ながら、 運営に努めなければなりません そのため、政策相互の連携を図り り、 高齢化等による税収の減少などによ 地方交付税の削減や人口減少、 本市の中長期的な財政状況は、 極めて厳しいものがあります。 効果的かつ効率的な財政税収等の財源の確保を図 歳出の抑制に取り組むと 少子

定する中で事業の精査を行い、効するとともに、毎年実施計画を策現在、市では、財政推計を策定 よう取り組んでいます。 果的かつ効率的に予算を執行す

むことについて規定しています。 第2項では、行政改革に取り組

等)など、様々な工夫やアイデア、コストの見直し(光熱水費の節約 の効率的な設置・運営、 ランティアの活用等)や公共施設 し(例:イベントの共同実施、ボ 市長等は、 事業実施方法の見直 オフィス

日田市自治基本条例③

り組んでいかなければなりません。節減に努めることで行財政改革に取また、自らの努力により、経費の

財政の状況がどうなっている市民が総合計画等の裏付け

いるのか、

ることを規定して

11 ます。

今後どうなっていくのかを知るこ

情報、 限られた経営資源(人、物、金、政サービスの低下を招かないよう するということだけでなく、行政にあたっては、単に予算をカットしかし、行財政改革に取り組む とを表しています。 な行財政改革に取り組んでいくこ を経営するという視点に立ち、 時間)を生かすなど、質的 っ、行政

とは、

市政を知る上で重要であり、

この公表は、

この条例第4条に規

定する自治の基本原則「まちづく

権利」を保障するものです

条に規定する市民の「情報を知る

りに関する情報の共有等」や第5



ならないことを規定するものです。資産の有効な活用を図らなければ正な管理や効率的な運用を行い、適や施設などの財産については、適等3項では、市が保有する土地 特に、今後、財政状況や人口減少 を踏まえ公共施設の在り方を見直 していく必要があります。

に分かりやすく公表するよう努めの保有状況などの財政状況を市民 第4項では、予算、決算、財産



に基づき、

市の情報を公開してい

市は、

「日田市情報公開条例」

について規定しています。

第1項では、

情報

の公開

が提供

<解説>

ばならない。 ろにより適正に取り扱わなけれ 人情報を別に条例で定めるとこ

保護するため、

市が保有する個

市長等は、

個人の権利利益を

に管理しなければならない

び情報提供ができるよう組織的

して

ます

個人情報につ

いては

認識に立ち、

適切に情報公開及

が市民との共有財産であるとの

ちづくりを推進するためには、情ますが、市民参画による協働のま

情報保護条例」第9条第5号に定害などの緊急時には「日田市個人個人情報については、例えば、災

人情報については、例えば、なお、行政運営上必要とされ

る

報を提供している勢ではなく、

いくこと、また、そ 市側が積極的に情

て情報を公開するという受け身の 報の共有が必要であり、求められ

切な運用に努めていきます。もあることから、状況に応じた適の制限」の規定が解除される場合められている「利用及び提供情報

ればならない。 に柔軟な対応を図るよう努めなけの見直しを行うとともに、重要なの見でしたでは、組織横断的要等の変化に対応できるよう組織 長等は、 社会情勢及び行政需

(組織及び人事政策)

職員の配置等、適正な人事政策採用及び人材育成並びに適切なう、効果的かつ計画的な職員の 2 織力が最大限に発揮できるよ 市長等は、職員の能力及び組

ては、 政サービスの維持向上に配慮し なければならない の運用に努めなければならない 市長等は、人事政策に当たっ 市民との信頼関係及び行

<解説>

して組織横断的に取り組むよう規合には、通常の組織体制に捉われ特に重要な政策課題に対応する場 定しています。 常に組織の見直しを行うとともに、 勢等の変化に対応して 第1項で 長等は いくため 社会情

設置し、 条例制定プロジェクトチーム」を部署の職員で構成した「自治基本 とともに本条例のたたき台を作成 この自治基本条例にお 市民ワー キンググループ いて も各

> 第2項では、市長等は、職員や 市役所の能力を最大限に生かすた め、中長期的な定員管理に基づく めの研修制度の充実に努めるとと めの研修制度の充実に努めるとと いことを規定しています。政策の運用に努めなければならな適所を心掛けるなど、適正な人事

生じないよう、人事異動時の職員う、また、行政サービスに支障が有類係を損なうことがないよの、第3項は、市長等は、市民との るよう規定しています。間の事務引継ぎなどに十分配慮す

【第17条(行政評価)

ればならない。 の視点を取り入れるよう努めなけの視点を取り入れるよう努めなけま施しなければならない。この場実を関るため、行政評価を 行政運営を図るため、行政評価を任を果たし、効果的かつ効率的な市長等は、市政に関する説明責 任を果たし、効果的かつ効率

- 2 民の意見を求めるとともに、そ市民に分かりやすく公表し、市 せるものとする。 の結果を適切に施策等に反映さ 市長等は、 行政評価の結果を
- 3 を通じて事務事業等の改善に努スを提供するため、行政評価等 職員は、効率的な行政サービ

3

めなければならない

実施 (D…ドゥ) 策等の企画立案 のうち、ここでは、評価にあたる ン)のサイクル(PDCAサイクル) ェック)及び改善(A…アクショ 「行政評価」の目的や方法などに (P…プラン)、 評価(C…チ



市民の多

関等の会議を公開するとともに、

行政運営



様な意見ずうと地域構成等を考慮し、市民の多地域構成等を考慮し、市民の多し、中国のでは、 なければならない。 様な意見が反映されるよう努め

市長等は、原則として附属機

<解説>

会議録及び資料を公表するもの

ついて定めています の基本事項としての政



任が適さない正当な理由がある場 公募や無作為抽出による委員の選

合を除いて、

市民からの公募等に

よる委員を選任することを規定し

ています。

2 市長等ま、「こより行うものとする。」により行うものとする。選任するときは、原則としてその選任するときは、原則としてその選任するときは、附属機関等の委員を

附属機関に準ずる機関(有識者等機関として設置される審議会や、地方自治法の規定に基づき附属 り設置する委員会等)について定ことを主な目的として要綱等によ 度な専門性が求められる場合など、 の構成が定められている場合や、 めるものです。 の意見を聴取し行政に反映させる 第 1 項では、 うれている場合や、高、法令等により委員

ら委員の選任を行うことを規定す比率や年齢構成、地域的なバランとができるよう、男性及び女性のとができるよう。男性及び女性のとができるよう。男性及び女性の るものです。 第2項では、 公募にあたっては、

する場合、あるいは会議を公開すめがある場合や非公開情報を審議 おそれがある場合などを除き、 ることで自由な発言が損なわれ 第 3 項では、 法令等に特別の定 政策 る

個人情報保護条例」に基づき適正な取扱いに努めているところですが、この条例の第4条「自治の基本原則」第3号に規定する情報の共有のために行う情報提供や情報公開においても個人情報保護を列しため、この条例の第4条 切に管理しなければならないこと市文書取扱規定」等に基づいて適有する情報を組織として、「日田 情報の適切な取扱いについて規定第3項では、市が保有する個人 「日田市 策等を定めるときは、別に定める 【第20条(パブリックコメント手続)】 市長等は、市政に係る重要な政

極的に情報提供するよう努めなけより公開するとともに、市民に積

ればならない。

市長等は、

市が保有する情報

を規定しています。

情報を別に条例で定めるところに の推進を図るため、市が保有する

であるという認識のもと、市が保「公文書は、市民との共有財産」

市民の意見を求めるものとする。 点を明確にした資料等を公表 ところにより事前にその案及び論 た意見の取扱いの結果及びその等を定めるとともに、提出された意見を踏まえて政策 理由を公表するものとする。 市長等は、 前項の規定により し

施について規定しています。手続(パブリックコメント)の実きに、市民の意見を聴く意見提出 市の重 一要な政策等を策定すると

<解説>

が薄いという可能性と、一方で行にあります。これは、市民の関心なか意見が提出されていない状況 続要綱」に基づき、 メントを募集していますが、なか これまでも「日田市意見提出手 パブリ ックコ

6月1日号では、

日田市自治基本条例の第6章「市民参画及び協働」から 第8章「条例の見直し」までを詳しく解説します



施にあたっては、周知方法等の可能性が考えられるので、その政の情報提供の方法に問題があ 。 の の あ 改実る

報共有の観点から、会議を公開し、過程の透明性の確保や情報公開、情

また会議録及び会議資料を公表す

ければなりません。 れに理解しやすい表現で提供しな用語などを使わずに、市民の皆さの情報については可能な限り行政

なさ政

ることを規定しています。

【第19条(情報の公開及び管理等)】

市長等は、

公正で開かれた市政

報提供を進めて

いく前提として、

第2項では、

市が情報公開

や情



合併処理浄化槽設置補助金制度

【問合せ】環境課水・環境係☎228357

川を守るため、台所やトイレ、風呂、洗濯など の生活排水をきれいな水に処理する合併処理浄化 槽を設置しましょう。

市では、一般住宅に合併処理浄化槽を設置する 人を対象に補助制度を設けています。

▶補助金額

・住宅の新築又は建て替えに伴う設置

5人槽 33万2,000円 7人槽 41万4,000円 10人槽 54万8,000円

・住宅の増改築に伴う設置

5人槽 45万2,000円

7人槽 53万4,000円

10人槽 66万8,000円

※詳細はお問い合わせください。

浄化槽の設置後は適正な維持管理を

浄化槽の性能を十分に発揮するため、浄化槽法 で定められている①保守点検②清掃③法定検査を 受ける必要があります。浄化槽を設置した後は、 きちんとした維持管理を行い、きれいな水を守り ましょう。

※下水道への接続や建物の取壊し、引越しなど、浄化槽 の使用に変更があった場合は、必ず環境課に届出をし てください。



春の惑星ウォッチング

【問合せ】博物館☎225394

天体望遠鏡で月と火星・ 木星・土星の観察を行いま す。



▶とき

5月9日金 午後7時30分~9時30分

▶ところ

萩尾公園生涯学習交流センター下駐車場 ※博物館に電話でお申し込みください。(電子申請有り) ※雨天の場合は、生涯学習交流センターで日田天文同好 会による星座などのお話会を行います。



「暮らしの便利帳」の 協働発行事業者を募集

【問合せ】情報統計課行政情報発信係☎228627

市では、様々な行政情報等を掲載した「暮らし の便利帳 | を市と協働で発行する事業者を募集し ます。

▶募集期限

5月19日(月)

▶掲載内容

各種行政サービス の利用手続や公共 施設の案内、観光 案内等

▶配布予定

市内全世帯及び転 入者

※詳細は市ホームペー ジをご覧ください。



オオキンケイギクの拡散防止を

【問合せ】環境課水・環境係☎228357

オオキンケイギクは 5月から7月頃にかけ て、道端や河原で見掛 ける、鮮やかな黄色の 花を咲かせる北米原産 の植物です。

しかし、一度定着す ると在来の植物を駆逐 し地域の生態系に重大 な影響を及ぼすおそれ



があるとして、外来生物法による「特定外来生物」 に指定され、栽培、運搬、野外に放つなどの行為 が禁止されています。

ご自宅の庭や花壇に植えている場合は処理をし、 公園や河原などの公共の場所に生えている場合 は、その管理者にご相談ください。

▶少量を処理するときの注意

自宅に生えている場合など少量を処理するときは、 根から引き抜き、その場で広げないように2~ 3日天日にさらして枯死させた後、ビニール袋 などに密閉して燃えるごみとして処分しましょう。



軽自動車税の 納税は6月2日までに

【問合せ】税務課税制窓□係☎228397

軽自動車税

- ▶納期限 6月2日(月)
- ※軽自動車税の領収証書は、車検を受けるときに必要で すので、車検証と一緒に大切に保管してください。納 税通知書は5月9日に発送予定です。

軽自動車税の減免

次の①から③のいずれかに該当する場合は、軽 自動車税の減免を受けられる場合があります。 詳細は税務課税制窓口係又は各振興局にお問い 合わせください。

- ▶申請期限 5月26日(月)
- ①障がい者減免

障がいのある人本人が所有し、障がいのある人 のために使用する軽自動車(障がいのある人が 18歳未満の場合等は、家族所有の軽自動車も含む)

※減免の対象となる障がいの程度、軽自動車の使用頻度 等には一定の基準があります。

▶申請に必要なもの

印鑑、運転免許証、車検証、身体障害者手帳又 は戦傷病者手帳又は療育手帳又は精神障害者保 健福祉手帳、軽自動車税納税通知書

②身体障がい者用構造減免

身体に障がいのある人が利用するために改造さ れた軽自動車

▶申請に必要なもの

印鑑、車検証、構造が確認できる写真、軽自動 車税納税通知書

③公益減免

公益法人などが所有する軽自動車で、公益のた めに直接使用する車

▶申請に必要なもの

会社の代表者印、車検証、軽自動車税納税通知書、 運行計画書等、定款

自動車税 (普通自動車)

- ▶納期限 6月2日(月)
- ※自動車税は、4月1日現在の登録上の所有者(割賦販 売の場合は使用者) に課税されますので、納期限内に 納付してください。納期限を過ぎた場合には延滞金が 加算されます。
- ※自動車税に関する詳細は、大分県日田県税事務所(☎ ②4175) にお問い合わせください。



雪害で被災した 農林業施設の復旧事業

【問合せ】農業振興課農産振興係☎228211 林業振興課林業振興係☎迎8362



2月の雪害により被災された皆様におかれまし ては、心からお見舞い申し上げます。

被災したビニールハウス等の「施設の撤去」「施 設の再建及び修繕」に対し、農林業施設雪害復旧 緊急支援事業(国庫補助事業)による復旧を希望 する人は、5月15日までに、しいたけハウスは林 業振興課、その他野菜ハウス等は農業振興課、ま た、各振興局管内の人は、振興局産業建設課に連 絡してください。

復旧するためには農林業経営の継続、「再建・ 修繕」の場合は園芸施設共済に加入すること等が 必要です。詳細は、農業振興課又は林業振興課に お問い合わせください。

※市役所に被害報告をしている人は、申請の必要はあり ません。



固定資産税の納税通知書を 発送します

【問合せ】税務課資産税係☎228206

平成26年度 の固定資産税の 1年分(第1~ 4期分)の納付 書を5月中旬に 発送します。第 2期以降分の納 付書は大切に保



管し、各納期限までに納付してください。なお、 一括して納付する場合は、全納期分の納付書はあ りませんので第1期から第4期分の4枚を提出し てください。第1期の納期限は6月2日です。

9 2014. 5. 1

虫歯が無かった幼児

平成25年度に3歳児健診を受診し、 虫歯無し又は全て治療済みの親と、親と子のよい歯のコンクール

ふ お知らせ

住宅改修補助を行います高齢者世帯・子育て世帯の 平成26年度高齢者・子育て世帯リ

■補助額

(限度額 30万円)補助対象経費の10分の2 バリアフリー型

補助対象経費の10分の2

・子育て支援型

※対象工事等詳細は、お問い■申込期限(1月2日金(限度額)3万円) お問い合わせくだ

☎228226 (市役所5階) **間建築住宅課指導審査係**

耐震診断及び耐震改修補助

■ 対 象 分が延べ面積の2分の1未満の併工した木造一戸建て住宅(店舗部 用住宅を含む) 昭和56年5月3日以前に着

耐震診断

耐震診断費用の3分の2 (限度額 3万円)

簡易耐震改修 (限度額 80万円) 耐震改修工事費用の3分の2

耐震改修工事費用の2分の1

※改修方法によって限度額が異なります。 (限 度 額 40万円・30万円)

■申込期限 12月26日金

☎208226 (市役所5階)建築住宅課指導審査係

市内の高校生の就学を援助

ム支援事業の申込みを受け付

■対象

用を支払っている人で、市税を完がある人のうち、下宿等に係る費者で中津江村及び上津江町に住所 市内の高校に就学する生徒の保護

食費)、 学校寮

■補助対象費用 費・食費) 納している人 親戚宅等 学校寮(寮

※就学する高校から5キロメー -トル以内

費相当額)

※食費相当額は、 の下宿等に限ります。 一人につき2万5000

円 (定額) です いずれも電気代等の管理費は除きます。

■補助金額(月額)

補助対象費用から3万5000円

切り捨てた額 を控除し、 100円未満の端数を

宅等は8000円) 上限額は月額1万3000円。 (親戚

※6月以降に下宿等の利用を開始した場 ■申請期限 期限でする 合は、開始日の属する月の末日までが 5月16日金

※申請書は、 けています。 左記及び各振興局に備え付

過教育総務課総務企画係

っている計量器、病院など、みや宅配便の引受けなど、 野菜などの商品の詰め込

に使う計量器の定期検査の日程を送測定や商品の説明書に掲載するため ※移動できない計量器の受検や検査手数 付していますので、ご確認ください 料など、 ンターにお問い合わせください。 詳細は大分県産業科学技術 病院などでの体重 取引に使

間大分県産業科学技術センター

市民活動推進課生活安全・消費生 0

♥|保健・福祉

5月は福祉手当の支給月

5月9日に振り込みますのでご確認別障害者手当、障害児福祉手当)を ください。

出てください。 なりますので、 社会福祉課に必ず届け

病院等(診療所及び介護老人保健施設を

福祉施設(介護老人福祉施設や障が

☎097 - 596 - 7

2月から4月までの福祉手当

※次のような場合は手当が支給できなく

受給者が死亡又は市外に転出した。

含む)に3か月以上継続して入院した。

者の援護施設など)に入所した。

<mark>間</mark>社会福祉課障害福祉係

☎28290 (市役所1階)

里親募集説明会を開催

募集して 身ともに健康に育ててくれる里親を い子供を自らの家庭で愛情豊かに心 人を対象に説明会を開催 中津児童相談所では、 生まれた家庭での生活ができなト津児童相談所では、様々な事情 います。里親に関心がある

「8020運動」の一環としてコン8歳で20本の歯を残すことを目指す

ルを開催します

健康で活力ある人生を送るため、

(J

歯のコンクー

参加者募集

とき ※個別の相談にも対応します。 ところ 5月22日休 市役所2階20 午後2時~4時 会議室

■参加資格

ところ

パトリア日田スタジオ1

※時間は、申込み時に連絡します。

6月8日回

間大分県中津児童相談所

30979 -22 - 2025

のびのび発達相談

対象に、 保育士、臨床心理士、 の発達に関する相談に応じます 就学前のお子さんを持つ保護者を 作業療法士、 保健師が子供 言語聴覚士、

※過去にコンクールで受賞した人は除き20本以上残っている人生まれ)で自分の歯(歯の根)が生まれ)で自分の歯(歯の根)が

■ところ ウェルピア

■申込期限

5月15日休

左記に電話でお申.

し込みください。

ること 言葉が遅れているなど言葉に関す発音がおかしい、どもりがある、

関すること ているように感じるなどの心理に 指しゃぶりが激しい、

声の掛け方や遊び方など子育てに

子供の発達や子育てに関すること 関すること

※左記に電話でお申 し込みください

5月30日金 午前9時30分~

発達が遅れ

5月15日休

過健康保険課健康支援係 ■申込期限

■健康保険課健康支援係

(ウェルピア内)

(ウェルピア内)

3親等以内の親族に拡大未支給年金の支給を

兄弟姉妹となっていました。 給の年金)を請求できる遺族の範囲 いた配偶者、子、 た人が受け取れるはずであった未支 これまで、未支給年金(亡くなっ 死亡した人と生計を同一に 父母、 孫、 祖父母、

請求先は亡くなった人が受給して子の妻等)までに拡大されました。 ので、 3親等以内の親族及び姻族(甥、 いた年金の種類によって異なります 4月に年金機能強化法が施行され、 お問い合わせください。 姪

ヘルパー2級講座)参加者募集介護職員初任者研修(旧ホーム

ところ とき 月・水・金曜日)までの間の8日間(原則、 午後5時30分又は6時30分から 6月2日側から8月25日側 特別養護老-ム田田 毎週

資格取得を希望する人 15人 (先着順)

園(石井町1丁目)他

■受講料 ■募集数

※申込書は日田園に備え付けています。6万6069円(テキスト代込み) **問日田園介護職員初任者研修事業係** ※詳細は、日田園にお問い合わせください。 **☎**333535

(市役所1階)

≰景集

とき 5月18日(日) 午前8時~正午

に集合。

(電子申請有り)

間博物館☎辺5394

ひた少年少女発明クラブ

■とき 6月から平成27年2月までアイデア工作活動を行うクラブです。市内の小学校4~6年生を対象に 程度) の原則毎月第2土曜日 午前9時~正午 (年間11回

中央公民館他

(材料費、傷害保険料含む)

※ひた少年少女発明クラブ協議会に電話

■申込期限 5月2日火

商工労政課地場産業振興係 ■kahktt-3@b-net.kcv.jp

☎28239

取引又は証明に使う人へはかり(計量器)を

■とき・ところ

パトリア日田午前10時~午後5時 リ ア 日 田

2014. 5. 1 Lik | 10

午前10時~正午

午後1 サート 市役所1階ロビー - 時30分 白田店 ~5時

5月14日(水

パトリア日田 午前10時~午後4時 (昼継続)

午前9時(11時30分、 午後0時30

午前9時~正午

午後1時30分 市役所1階ロビー 九州電力㈱日田営業所 4 時

※ 3日以内に薬(漢方薬、健胃薬を除く) きません。 を服用した人、70歳以上の人は献血で

※献血力ー 確認を行いますので、免許証、保険証ドを持っていない人は、受付時に本人 などを持参してください -ドを持参してくださ 保険証 カ

※一般献血(400㎡)のみ。



☎208264 (市役所: 長寿福祉課介護保険係

春のバ・ ードウォッチング

■ところ 萩尾公園ほか

※市役所北側駐車場に午前7時50分まで

※左記に電話でお申し込みください

参加者募集

■ところ

■年会費

■募集数 25人程度(抽選)

ルでお申 し込みくださ

間ひた少年少女発明クラブ協議会 0 8 0 -

1722 - 6253

午前10時30分

3分~午後 第・22日休

·後 5 時

(22 日 は

☎097 - 532 - **閻**大分県食品衛生協会

大分県調理師試験準備講習会

一受講料

9000円3製造業に従事

消費税を含む)

飲食店営業

魚介類販売若しくは

日田プ

申込期限

参加費 日隈公民館

回300円

(市役所2階)

日 50

ファミリー・サポート・センター会員募集

ファミリー・サポート・センターとは、子育ての手 助けを受けたい人(おねがい会員)と手助けを行いた い人(まかせて会員)が会員となり、地域の中で互い に支え合う会員組織です。

入会すると、次のような場合にまかせて会員が子育 ての手助けをします。

- ・保育園、幼稚園、小学校、児童クラブ等(以下「保 育施設等」) の開始前や終了後の預かり
- ・保育施設等までの送迎
- ・仕事 (残業等)、冠婚葬祭、学校行事等の場合の預かり
- ・買物、病院等の外出の場合の預かり
- ・子供が軽度の病気の場合の預かり
- ※対象の子供を預かる場所は、原則、まかせて会員(子育て の手助けを行う人)の自宅です。

::::: 利用の 活動報告 アドバイザ 申込み 書の提出 まかせて 援助活動 会員の紹介 の依頼 事前打合せ・活動開始 4-5-活動終了後、 まかせて会員

入会資格



市内に住所を有する、生後3か月 以上小学生以下の子供の保護者

おねがい会員



まかせて会員

が指定する講習会等を受講した人

市内に住所を有する、心身共に健 康な20歳以上の人で、センター

利用料金·利用時間

| 利用時間 | 利用料金 | |
|--------------|---------|--|
| 月〜金曜日(祝日を除く) | 1 時間あたり | |
| 午前7時〜午後7時 | 600円 | |
| 土・日曜日、祝日及び | 1 時間あたり | |
| 上記以外の時間 | 7 0 0円 | |

※食事代・交通費など(実費)の金額は、事前の 打合せ時に決定します。

※万一の事故に備えて各種補償保険に加入します。 (保険料は市が負担)

申込方法

申込書はファミリー・サポート・センター(中央児童館内)に備え付けています。 申込受付後、アドバイザーが簡単な面接を行います。

※申込みには、印鑑と申込者の顔写真一枚が必要です。

まかせて会員養成講習会

まかせて会員に新規登録する人を対象に講習会を実施します。 登録には受講が条件です。

- ・とき(両日の受講が必要) ①5月18日(日) 午前9時30分~正午 ②5月19日间 午前9時30分~午後3時
- ・ところ 中央児童館
- ※事前に電話でお申し込みください。
- 申込期限 5月13日(火)

【問合せ】ファミリー・サポート・センター☎②6406 (中央児童館内)

おねがい会員 報酬の受渡し

2020年東京オリンピック誘致のプ レゼンテーションで、国内外に深い印 象を与えた「おもてなし」。おもてな しは「もてなし」の丁寧語で、(お客 さんに対する) 待遇や身のこなしを意 味します。

もてなしは古くから全世界に共通す るものです。古代ギリシャの詩人ホメ ロスの作品の中に「敵対する二人の戦 士が、互いの先祖がもてなしによって 結ばれた関係にあることを知ると、た だちに戦いをやめる」という有名なエ ピソードがあるように、もてなしによ る結束は受け継がれていくことが語ら れています。

おもてなしには、目に見えるものと そうでないものがあります。よく「サー ビス」との違いが取り上げられますが、 「対価を生まない想定外のサービス」 がおもてなしにあたるのかもしれませ ん。海外メディアなどは、相手を敬う 丁寧な対応が日本人の良いところとし ており、その対応には自立性と自主性 が重なり合っていると評価しています。

とはいえ、過剰なおもてなしは神経 をすり減らすばかりでなく、疲労感を 伴います。程よい爽快感や満足感を与 える自然な振る舞いが相手に喜ばれ、 結び付きも深まるようです。

オリンピックに限らず、「ちょうど 良いおもてなし」が、日常社会の慣習 として受け継がれていくことが望まれま すが、そのためには「瞬間」や「出会 い」を大切にする、ほんの少しの心の ゆとりが必要なのかもしれません。 日々忙しく過ごしている中で、ゆとり を持つことは難しいかもしれません が、まずは友人や隣人に「おもてな し」の心を向ける。そのことが、共生社 会の輪を作るきっかけになるはずです。

【問合せ】人権啓発センター **☎**228017 (市役所別館1階)

人権コラム 🔭 心、豊かに

「心のゆとり」で結束を



こころちゃん

ところ 午後3時30分まで) んぽの宿日田1

階会議室

かるかん饅頭作り

ところ

生涯学習交流センタ

20 人

(先着順)

―に電話でお申

800E

(午前9

9時30分から受付) 月31日出 午前10時~

É

該当し2年以上調理業務に従事し校を卒業した人)で、次の条件に付き校若しくはこれに準ずる学学校教育法第57条に規定する人 食以上飲食物を調理:継続して1回20食以 寄宿舎・学校・ 病院等の施設で 公上又は1日2

□生涯学習交流センタ

☎236868

(中央公民館内)

社会教育課生涯学習推進係

住まいの無料相談会 梅雨の季節になる前に を表す。

人の

5月21日午前9時30分から会場でお申

□とき・ところ □ブース出店費 リア日田前中央公園 午 前 10 (雨天中止) 時

hita-place.com/) 又は市民活動推進課 日田プレイスホー (高校生以下無料) ス1 でお申. 000円 ムページ (http://www 飲食 Õ 企門

□とき・

嵵

8時30分

P R ブ

(西岡)

5月7日% 相談に応雨漏りや

間ボランティアグル

ープひた国際交

にお問い合わせくださ ッフも募集しています。 外国人との交流イベン

詳細は、

伝うスタ

午後3時

5月18日(1)

午前9時15分~正午

日本語ボランティア募集

6月から日本語指導学習会を行います外の文化に興味がある人を対象に、外国人に日本語を教えたい人、海 ところ 6月から週1

☎090-7161-012 問一般社団法人日田職人会





素人芝居の熱演に喝采

天ヶ瀬温泉まつりの恒例イベント、地元住民による天ヶ瀬座「素人芝居」が4月13日、天瀬公民館で行われ、役者の熱演が観客でいっぱいになった会場を沸かせた。演目は「小桜仙太郎旅日記」と「仲乗り新三」の二部。小桜仙太郎旅日記では仙太郎と頼りない若旦那のユニークな掛け合いと流行の曲や踊りを盛り込んだ芝居に、会場からは笑いや拍手が湧き起こっていた。



新しいまちづくりの拠点に

市が旧静修小学校跡地に整備してきた大鶴公民館・ 振興センター(通称:静修館)が完成し、4月8日、 落成式が行われた。関係者や利用者団体、施工業者 など約90人が出席し、新たな施設の誕生を祝った。

跡地検討委員会の石井勝誠委員長は「木の温もりが感じられる素晴らしい建物に負けないよう、地域の発展に努めたい」と話した。



TOWN TOPICS IN HITA

まちの話題



津江小・中学校開校

市内で2校目の小中一貫校「津江小・中学校」の開校式が4月6日、同校体育館で行われ、児童生徒、教職員、地域住民など約200人が、新しい学校の門出を祝った。

津江小・中学校(小学生67人、中学生34人)は、 津江小学校と津江中学校が小中一貫校として開校 し、津江中学校の位置に施設一体型小中一貫校の校 舎が完成したもの。

式典では、平島聡中学校長が「ふるさとに誇りを持ち、しなやかにたくましく生きる子供を育てたい」と挨拶。6年生の長谷部華音さんが「みんなで力を合わせて笑顔あふれる学校にしたい」、9年生(中学校3年生)の信岡大喜君が「一人ひとりが自信と誇りを持てる学校にしたい」と決意を述べた。

同校では、児童・生徒の学習推進能力の向上、縦割り活動による他学年との交流、ふるさとの自然や文化から学ぶ「ふるさと学習」、日常的な体力作りなどに力を入れる。



世界の名車が駆け抜けた

早春の日田を出発し、阿蘇くじゅう国立公園周辺をスタンプラリー形式で走行する「チェント・ミリアかみつえ」が4月19・20日に開催され、4月19日、パトリア日田前の中央公園に約60台のクラシックカーやスポーツカーが集まり、スタート式典が行われた。参加車両は日田温泉旅館街や豆田の街並みを抜け、沿道では多くの観光客や住民が声援を送った。

的をほがして無病息災

4月15日、中津江村合瀬の宮園鎮座津江神社で、 五穀豊穣や家内安全を祈願する老松様の的ほがし祭



(大分県選択無 形民俗文化財) が行われた。社 殿で行われた神 事で、裏に「鬼」 と記された的を 神主が矛で突き、 その後境内に移 した的を狙って、 氏子が竹ででき た手製の弓矢を 射った。矢はな かなか真っ直ぐ には飛ばず、参加 者の笑顔を誘っ た。



上下流の交流、桜の下でにぎわう

4月6日、蜂ノ巣湖公園で蜂ノ巣湖桜まつりが行われた。この祭りは、筑後川上流の中津江村野田地区と水の受益地である福岡市城南区との交流を目的に開催されているもので、今年で26回目を迎える。会場では、地元の食材を使った昼食が振る舞われ、ステージではそれぞれの地域の出し物が披露されるなど、参加者は満開の桜の下で交流を楽しんでいた。



ひたのまん中に、にぎわいを

市の中心部ににぎわいを創り出すことを目的に市民と市職員で構成されたワーキング会議が、3月23日、「ひたまりプロジェクト」を開催した。会場ではプロジェクトの説明とアンケートが実施され、来場者は「空き地をどんな場所にしたいか」などの質問に答えていた。また、出店、昔遊びコーナー、ステージイベントも開催され、家族連れなどでにぎわった。

2014. 5. 1 Lik | 14

によって異なり、恵の印が押されます。

寺のご本尊の名前、とができる印状のこ

人も増えて

いる

御朱印とはお寺や神社を参拝

たあか-

朱印をご存

しとして受け取るこ印をご存知ですか?

近年

伊勢神宮の遷宮などで神社仏閣に興味を

書

 \mathcal{O}

· を 読

h

C

戦

7

み

た

参考にした本



The Quest For History 御朱印ご利益別 参拝ガイド レッカ社/編 カンゼン

御朱印でめぐる 京都の古寺

「地球の歩き方」編 集室/著 ダイヤモンド社

行するまでになりました。現在、7冊京都や奈良に御朱印をもらうために旅

目の御朱印帳を持ち歩

いています。

:朱印を集めてみた

いな」

と思う人 これ

興味がある

に取ってみませんな

朱印を もらえ

集めるのが楽しくなり、

不しくなり、今ではいたのですが、御

ればと思って

在を知り、

興味を持ちました。

宮でもらいました。

最初はどこかに行ったつ

私は以前、京都の清水寺に伝って違うので御朱印との出会い

京都の清水寺に行っ

は

る文字は同じでも、筆さ御朱印の最大の特徴は、

専用の御朱印帳に書いてもらい収集 書かれる文字や押される印はお寺 神社の名前などが墨書きされとです。B6判程度の大きさ 筆さばきやかすれ具合など書く つ一つ手書きであること。 こかに行ったついでに御朱印を。初めての御朱印は太宰府天満行ったときに初めて御朱印の存いは一期一会と言われています。 の寺や神! もう もります。 そこに朱 紀に、お 人によ 書か

育てて、発見!「トマト」 真木文絵/文 石倉ヒロユキ/写 真・絵 福音館書店

ぐんぐん育つトマト。本書では、成長が 早過ぎて、うっかり すると見過ごしてし まうようなことも、様々 な段階の細部がきち んと分かる写真で紹介。 トマトの秘密にいく

つも出会える一冊。



わが家の漬物革命

大島貞雄/著 農山漁村文化協会

50~60℃の塩水に浸けるだけでシャキシ

ャキの漬物に。レタ スやサラダホウレン ソウ、ねぎなど、今 までにない素材も登 場。ポリ袋と塩水の 加温・加熱が開く漬 物新世界。下漬不要、 殺菌効果もある技術。



「こん本読んでみらんかい?」 投稿者を募集します

大きさの紙に、



泣ける本、笑える本、感 動した本、みんなにお薦め したいあなたの一冊を教え てください。

応募用紙は図書館入り口 に備え付けていますので、 必要事項を記入して回収箱 に入れてください。

4月から新しいメンバーになりました



4月の人事異動により、新体制 となりました。新しいメンバーで 皆さんの学習や調べもののお手伝 いをします。明るく楽しい図書館 になるよう頑張ります。困ったこ とや分からないことなど気軽に声 を掛けてください。

平成26年度のスタンプラリーが始まりました

期間中に図書館で本を借りると、一冊の貸 出しにつきスタンプを1個押します。スタン プが30個たまったら図書館に備付けの抽選 箱に入れてください。年3回の抽選でプレゼ ントが当たります。是非、ご参加ください。

□対象

中学生以上の図書館利用者 (小学生以下は夏休みからスタート) □期間 平成27年3月末まで ※スタンプラリーの台紙の配付は12月末までです。

おいでよ! おはなし会

5月10日出 午後3時~4時 5月24日(土) 午前11時~正午 児童コーナー

5月の休館日 (○…休館日)

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | \pm |
|----|----|----|----|----|----|-------|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

日田の輝き人を紹介します

HITAJIN

「畑に余っている野菜がもったいなくて」「漬物や乾物を何かに使えないか」「野菜をもったは様々ですが、「地元の野菜を何とかしたい」という思いで参加した五人。 菜を使って開発したもので京子さんの監修の下、地戸京子さんの監修の下、地戸で入り上の 協議会) 香り豊かな ·た 「ゆず っ よ (ッケージに包まれた商目で素材が分かるシンプ ヒタモノつくり ように鮮やなこが入った の講座に参加 入った「醤油麹」、な「混ぜ御飯の素」 とアクセン -かな「を での元気など ッシング」 めジ トが効 ユ宝 ル

しか使えるのは新しい発見 においしい、見ておいしい を」と素材の色を生かした を」と素材の色を生かした を」と素材の色を生かした たり、 開 朴め レが使えるのは新しい発見」とた。また、「調味料としてジュと100回以上試作を重ねましたり、煮込み時間を調整したり **州発に取り組みましたかな味を楽しんでほんのられる時代。幅広いいられる時代。幅広いいまた。** 上田 醤油や酢の わるドレッシンどれないけれど、自田さんは「時代の トレッシンいけれど、 い世代に素が食に求 ーを変え が素朴さ な れ は変 「食べ たカラ

> るから。農 たちの に生 「渡邉さ そのも そ の大きな強みです」と宇都それを利用できることは私ら。農産物が周りにあっ 商品を作 中で津 いたけ 素が作れるの で津江の強みを存分を作ろうと試行錯誤 がこんなに贅沢 を生産 して は、

軽さ」

切り

若者

この個食が増え

と受講した感想を話します

豊かな「しいたけド

と料理や食事の在りな鍋でたくさん作っ

方が変わ

 \mathcal{O}

を魅

として、商品の詰め合わせを販売する計画に取り組んでいる真っ最中。メンバーが集まれば、次々に新しいアイデアが飛び交います。「田舎には田舎の良いところがたくさんある。それをところがたくさんある。それを下にするのは難しいけれど、講座を通じて一歩踏み出せたと思います」と話す早川さん。 宮さんは言 ったばかりでなと話す早川と 「じもっ 、ます と食楽部つえ」



じもっと食楽部つえ

宇都宮靖子さん (上津江町川原) 渡邉愛子さん (中津江村栃野) 信岡ケサヤさん(上津江町上野田) 上田幸子さん (上津江町上野田) 早川澄代さん(上津江町上野田)









今日から始める防災対策⑥ [問合せ]防災・危機管理室☎228363 (市役所4階)

つい自

あなたの力を貸してください!消防団員募集!

現在、

消防団員は、火災が発生したら現場で消火活動を行 ったり、地震や風水害の際に人命救助や避難誘導など を行うことが任務となります。

現在、全国的に消防団員数の減少が深刻な問題とな っているなか、日田市においても、定員1,218人に 対し130人ほど不足しており、団員の確保が求めら れています。

日田市消防団では、年間を通じて団員を募集してい ます。是非、あなたの力を地域のためにお貸しくださ

入団するときは、住んでいる地域の分団に入団する

ことが原則です。知り合いの分団員に相談いただくか、 最寄りの振興局や防災・危機管理室にご連絡ください。





_{わか} 河野和夏5ゃん (1歳・玉川町)

さくと **信岡咲翔**ちゃん

(2歳・北友田1丁目)



川原咲幸ちゃん (1歳・田島2丁目)



加藤 岬ちゃん (1歳・南友田町)



(1歳・天瀬町馬原)

_{あおい} 徳丸 蒼ちゃん

(2歳・丸山2丁目)



_{みつき} 星野夢月ちゃん



中野友翔ちゃん (1歳・朝日町)



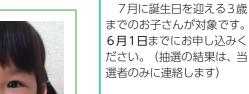
渡邉凌央ちゃん (1歳・田島3丁目)



_{あゆと} 河津歩和ちゃん (1歳・新治町)



元気な日田っ子集まれ!



□はがき 住所、お子さんの 氏名と生年月日、保護者 名、昼間の連絡先を記入 の上、郵送

□ホームページ 市ホーム ページ (電子申請システ ムのページ) から申込み □携帯電話 下記の2次元



※申込みの際は、写真を送 付する必要はありません。 間〒877-8601 (住所記載不要) 情報統計課行政情報発信係 **☎**228627





建依采ちゃん (2歳・天神町)



金崎亜沙ちゃん (2歳・財津町)



ひかる 矢幡光琉ちゃん

(2歳・天瀬町馬原)

ー みひろ 中村心優ちゃん (3歳・城町1丁目)

大山児童館

252 2 9 0 1



長尾晃希ちゃん (3歳・清岸寺町)



川崎陽菜美ちゃん



関颯斗ちゃん

(2歳・田島1丁目)

小野京香ちゃん (3歳・北友田1丁目)



楢原航大郎ちゃん

(2歳・丸山1丁目)

貞清桜月音ちゃん



菅原凛佳ちゃん (3歳・三本松2丁目)



熊谷希乃花ちゃん

●ランチday

●子供の日の

遊ぼう!

パーティー

15日(休) 午前10時~

21日(水) 午前10時~

23日金 午前10時~

●せいまお兄さんと

まえつえ 子育て支援施設

- **25**3 2 4 0 9 ●お家の人への プレゼント作り
 - 10日(生) ●お話会 14日(水)・31日(土)
 - ●スライム作り 17⊟(±)
 - リズム遊び 21日(水)
 - ※時間はいずれも午前10 時30分から。

天瀬児童館 **2**578922

- ●お家の人への プレゼント作り 5日祝・6日祝・8日 休・9日金・10日仕 午前10時30分~
- ●お話会 15日(木) 午前10時30分~
- ●出口移動児童館 17日(土) 午前9時30分~正午



- ★ママさんのキャリア アップ講座 8 日休) · 15日休) 午前11時~
- ●万顔旗作り 14日/火・21日/火 午前11時~
- ●玉ねぎ抜き&お話会 22日(木) 午前10時30分~
- 療育事業(音遊び) 23日金 午前11時~

じどうか、子育てを応援し **5**月 **ん**ま の 主支な援 催施 し設

日田市の人口 (平成26年3月31日現在)



■人□ 69,702人 (前月比-413人) 男 32,945人

·女 36,757人 ■世帯数 27.003世帯



チャイルド プラザ **2**95300

●パパの日 18日(日) 午前11時~

- (ボランティアグル ープによるお話会)
- ★ママのためのリンパ マッサージ講座 19日(月) 午前11時~
- ★親子体操 21日(水) 午前11時~ ★身体計測&お話会 22日(木) 午前11時~

丸の内 子育て支援センター **23** 1 8 9 0

- ★母の日デー 8日休・9日金 午前9時30分~正午
- ●土曜開放デー 10⊟(±) 午前9時30分~正午
- ★スクラップブッキング 19日(月) 午前10時~正午

ひのくま 子育て支援センター **☎**227 5 6 5

- ★母の日制作 8 日(木) 午前9時30分~正午
- ●歌とお話会 12日(月) 午前11時~ ★ヨガ教室
- 13⊟(火) 午前10時~10時40分
- ★親子クッキング 16日金 午前10時~午後0時 30分

松原児童館(☎図2922)は、毎週土曜日のみ開館しています。

★印は事前予約が必要です。※児童館の利用には、年1回登録申請書(押印必要)を提出してください。

19 4 2014. 5. 1



19

 $\bar{\mathcal{O}}$

5月**11**日日 午前9時30分~午後4時

ローズヒルあまがせ(天瀬農業公園) ※天瀬振興局からシャトルバスが出ます。

ふれあい広場

ステージイベント

アグリマーケット

10:00~ 日田もりあ下駄い_

味の広場

スコップ三味線「輝ほいさーズ」

津軽三味線「和心」

遊の広場

11:00~ 烈車戦隊トッキュウジャーショー (1回目)

遊び空間

12:00~ フレアバーテンダー・カクテルショー

ローズガーデン

日田高校チアリーディング

たんそうさん来場

14:00~ 烈車戦隊トッキュウジャーショー (2回目)

【問合せ】遊花祭実行委員会事務局☎切3147 (天瀬振興局産業建設課内)

13:00~ 藤蔭高校吹奏楽部

「協働のまちづくり出前懇談会」を開催

「協働のまちづくり出前懇談会」は、市の部 長や課長などが地域に出向き、日田市の現状や 事業などを説明して市民の皆さんと意見交換を 行う会です。

今回は、市長も参加を予定しています。 女性や若い人たちの積極的な参加をお待ちし ています。

※懇談会は5月から7月にかけて地区ごとに開催する 予定です。

▶議題 (予定)

平成26年度の事業説明、ふるさと納税制度、 地域の課題などの意見交換

【問合せ】企画課政策企画係☎22827 (市役所6階)

| 開催地区名 | 開催日時 | 開催会場 |
|-------|------------------|--------|
| 中津江 | 5月7日冰 午後7時 | 中津江振興局 |
| 中川 | 5月8日休 午後7時 | 天瀬公民館 |
| 東有田 | 5月9日金 午後7時 | 東有田公民館 |
| 鎌手 | 5月12日原 午後7時 | 大山振興局 |
| 前津江 | 5月23日金 午後7時 | 前津江公民館 |
| 上津江 | 5月29日(木) 午後7時30分 | 上津江振興局 |

